

鳥取県とっりの美しい街なみづくり補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県とっりの美しい街なみづくり補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、現在、急速に消滅しているとっりの美しい伝統的な街なみを保全し、地域の歴史や文化に根ざした個性的な街なみを残す取り組みを促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、本補助金に係る事業を行う同表の第1欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第3欄に定める率を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てた額）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として、事業を行おうとする日の30日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から速やかに行うものとする。ただし、交付申請を受けた日において、補助対象とする事業について社会資本整備総合交付金の交付決定がなされていない場合にあつては、その交付決定の日以降に速やかに行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の額が増額になるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(間接的な財産処分 of 取扱い)

第8条 社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領（以下「要領という」）第26第1項に該当する場合は、本補助金について知事に届出なければならない。

2 要領第26第2項に該当する場合には、当該返納金に係る本補助金相当額を県に納付するものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月25日から施行する。

別表（第3条、第6条～第8条関係）

1 事業実施 主体	2 補助対象経費	3 補助率																
市町村	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号）に基づき街なみ環境整備事業が実施される場合に当該事業で実施する事業のうち、民間が行う次の事業に係る経費</p> <p>(1) 修景施設整備</p> <p>(2) 景観重要建造物整備 ア景観重要建造物の修理 イ景観重要建造物の外観修景、屋外広告物の外観修景・除去等</p> <p>(3) 歴史的風致形成建造物整備 ア歴史的風致形成建造物の修理 イ歴史的風致を損なっている建造物等の外観修景</p>	<p>市町村が補助する額に9/7を乗じ、さらに1/9を乗じた額</p> <p>※参考</p> <p>H21以前の事業費負担区分</p> <table border="1"> <tr> <td>建物所有者 (1/3)</td> <td>黄色</td> <td rowspan="3">} 市町村が予算化し、建物所有者に補助金として交付。(2/3)</td> </tr> <tr> <td>国 (1/3)</td> <td>水色</td> </tr> <tr> <td>市町村 (1/3)</td> <td>緑色</td> </tr> </table> <p>H22以降の事業費負担区分</p> <table border="1"> <tr> <td>建物所有者 (2/9)</td> <td>黄色</td> <td rowspan="4">} 市町村が予算化し、建物所有者に補助金として交付。(7/9)</td> </tr> <tr> <td>県 (1/9)</td> <td>赤色</td> </tr> <tr> <td>国 (3/9)</td> <td>水色</td> </tr> <tr> <td>市町村 (3/9)</td> <td>緑色</td> </tr> </table>	建物所有者 (1/3)	黄色	} 市町村が予算化し、建物所有者に補助金として交付。(2/3)	国 (1/3)	水色	市町村 (1/3)	緑色	建物所有者 (2/9)	黄色	} 市町村が予算化し、建物所有者に補助金として交付。(7/9)	県 (1/9)	赤色	国 (3/9)	水色	市町村 (3/9)	緑色
建物所有者 (1/3)	黄色	} 市町村が予算化し、建物所有者に補助金として交付。(2/3)																
国 (1/3)	水色																	
市町村 (1/3)	緑色																	
建物所有者 (2/9)	黄色	} 市町村が予算化し、建物所有者に補助金として交付。(7/9)																
県 (1/9)	赤色																	
国 (3/9)	水色																	
市町村 (3/9)	緑色																	

様

職 氏 名 印

〇〇年度鳥取県とつとりの美しい街なみづくり補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県とつとりの美しい街なみづくり補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業
本補助金の補助事業の内容は、 とする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。
(1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円
- 3 経費の配分
本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・
・・・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 4 交付額の確定
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県とつとりの美しい街なみづくり補助金交付要綱（平成21年3月25日付第200900208355号生活環境部長定め。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。
- 5 補助規程の遵守
本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。